お知らせ

県税からのお知らせ

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税（法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税等）の納税額又は未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備の上、県税部窓口に交付申請してください。

1　本人申請の場合

①申請書（県税部窓口に備付。県のホームページからもダウンロードできます。）

②納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）

③本人確認ができる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

④手数料　1通につき400円分の県証紙

2　代理人申請の場合

前記1①、④のほか、

⑤納税義務者の自署押印による委任状（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入ください。）

⑥代理人の印鑑

⑦代理人の本人確認できる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問い合わせください。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部
納税管理課
☎22―8581（内線203）

育児・介護休業法のポイント

～要介護状態の対象家族を介護する労働者が利用できる制度～

◆介護休業

対象家族1人につき、通算93日を3回まで分割して取得できます。

◆介護休暇

介護するためだけでなく、通院付添いや各種手続きのために、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）、半日単位で休暇を取得できます。

◆所定外労働の制限

労働者が事業主に申し出た場合、所定外労働を免除します。

◆時間外労働の制限

労働者が事業主に申し出た場合、法定時間外労働（原則週40時間、1日8時間を超える労働）を1か月24時間、1年150時間以下にします。

◆深夜業の制限

労働者が事業主に申し出た場合、22時～5時の就業を免除します。

◆所定労働時間の短縮等の措置

事業主は短時間勤務制度等の措置を講じなければなりません。

・制度を利用できる労働者

「要介護状態」の「対象家族」を介護する男女労働者。ただし、入社1年未満の期間契約社員など制度を利用できない場合があります。

・「要介護状態」とは

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態のこと。介護保険上の要介護・要支援認定を受けていない場合も取得できます。

・「対象家族」とは

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

◆問合せ先

青森労働局　雇用環境・均等室
☎017―734―4211

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成30年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約660人に上っています。

これらの被疑者は殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡調査を行うこととし、これらの被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。

◆問合せ先

むつ警察署　刑事課　佐藤
☎22―1321（内線331）

林業退職金共済制度（林退共）の退職金請求について

林業の仕事に従事されたことがあり、当時、林退共制度に加入していた方、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当りのない方は、お気軽に最寄りの支部又は本部へお問い合わせ下さい。

また、林退共事業本部では、被共済者の方に確実に退職金を受け取っていただくこと等を目的として、現況調査・アンケート調査を実施しておりますので、ぜひ調査にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

※詳しくは、ホームページでもご案内しております。

◆問合せ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
☎03―6731―2889
Fax03―6731―2890
ホームページ
http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/

12月1日は「世界エイズデー」

保健所ではエイズの相談・検査ができます。

HIV・エイズの正しい知識を得て、「予防・検査・治療・支援・理解」に努めましょう。

エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することでおこる病気です。エイズの治療は飛躍的に進歩し、感染後の早期発見・治療でエイズ発症を抑えることができます。

感染が心配な方は早めに検査を受けましょう！　保健所での相談・検査は匿名・無料です（要電話予約）。御希望により、性器クラミジア感染症、梅毒の検査も同時に受けられます。

詳しくは、電話又は青森県庁HP「相談・検査（青森県STOP AIDS）」

※最寄りの県設置保健所のエイズ相談専用電話番号

むつ保健所
☎0175―31―1808